施業要件変更予定保安林にする旨の通知)の一部を次のように訂正する。平成二十三年二月十日付け広島県報(定期)第十二号に登載の広島県告示第百五号(指定

農林水産局森林保全課長

_		ページ
111	八	行
係るものに限る。)、省告示第九百三十三号(二に平成十年六月十一日農林水産	省告示第百七十六号平成十三年二月八日農林水産	誤
第百七十六号、第百七十六号、係るものに限る。)、平成十年六第九百三十三号(二に平成十年十十二号(二に平成十年六月十一日農林水産	水産省告示第二百八十三号平成十二年二月二十四日農林	正